

## 国際ロータリー第2590地区

例 会： 毎週月曜日 12：30  
 例会場： サンピアンTEL： 044-222-4416  
 事務所： 〒210-0011川崎市川崎区富士見1-7-16 第一吉新ビル2F  
 TEL： 044-233-3005 FAX： 044-233-8460



HP : <http://www.kawasaki-chuo-rc.com/>  
 E-mail : [chuorc@jasmine.ocn.ne.jp](mailto:chuorc@jasmine.ocn.ne.jp)



会長 後藤 雅晴      副会長 渡部 典行      幹事 石川 三枝子

第1408回 平成28年9月5日 VOL.32 No.7

# 川崎中央ロータリークラブ WEEKLY

- 司会……安東S A A
- 点鐘……後藤会長
- 国家……「君が代」斉唱
- ロータリーソング      佐野ロータリーソングリーダー  
   「奉仕の理想」
- 本日のメニュー      洋食

### 9月の誕生日

坂本将平親睦委員長



上原 尚子 会員（1日）  
 中村紀美子 会員（22日） 伊藤弘志 会員（22日）

### 特別ビジター紹介

安東カウンセラー  
 米山奨学生 ファム ジェームス シー ジェーさん

### 出席報告

須山出席委員長

	会員数	出席 該当者	出席者	欠席者	ホーム クラブ	メイク	前々回 修正
1408回	35	32	26	6	81.25		
1406回	35	32	23	9	71.85	4	84.35

(坂本竜麻・中村・野口・森本会員)

### 会長報告

後藤会長

- 1 前回のガバナー公式訪問におけるご指摘、ご意見の内容について
  - (1) 全般的に会の運営が「親睦」中心の印象がある。ロータリーの活動の中心は「奉仕」であることは、忘れないで欲しい。
  - (2) 「戦略委員会」の位置づけは、4大奉仕委員会と同列に扱って欲しい。

後藤会長指針『 地道な活動を通じて友情と信頼関係を高め、ロータリーを楽しもう 』

- (3) クラブ協議会は、年間4回以上開催すべき。
- (4) 期首資料中の会計関係の作成要領は、一般的な会計文書の作成要領に合わせた方がよい。
- (5) 地区から配布される資料は良く目を通すように。

2 本日の理事会のテーマについて

- (1) 上記指摘事項の対応について
- (2) 10月の卓話(米山財団関係)について
- (3) クラブ予算の執行と展望について
- (4) 3クラブ夜間例会について
- (5) その他

**幹事報告**

石川幹事

◎ 例会変更のお知らせ

〈川崎大師RC〉

☆9月28日(水) 3クラブ親睦夜間例会  
18:30 川崎日航ホテル 11階 「藤楓の間」

〈川崎マリーンRC〉

☆9月29日(木) →28日(水)  
3クラブ親睦夜間例会 18:30  
川崎日航ホテル 11階 「藤楓の間」

◎ 週報を送ってくださったRC

川崎北RC・川崎中原RC

◎ 本日の配布物

8/29会報  
マンスリーレター 9月号

**委員会報告**

**松本寛青少年奉仕委員長**

青少年交換留学生応募の案内が届きました。  
締め切りは9月末です。

**中村紀美子社会奉仕委員**

9月3日(日)ベトナムに自転車を送る作業に  
石川幹事・渡辺会員・中村社会奉仕委員の3  
名で参加しました。

**坂本将平親睦活動委員長**

・9月28日(水)3クラブ合同親睦夜間例会  
・10月26日(水)7クラブ親睦ゴルフ大会  
ご出席をお願いします。

**森川会員**

田中会員の近況報告

**スマイルレポート**

渡部副会長

後藤会員……①残暑が続きます。皆さん、ご健康に  
留意して下さい。  
②本日は田中様よろしくお祈いします。  
石川会員……暑い毎日が続きます。田中様本日の卓  
話よろしくお祈い致します。  
中村会員……土曜日は放置自転車関係に参加の雅夫  
さん、石川さんお疲れさまでした。

**卓話**

渡辺会員……田中様保険の話よろしく。  
森川会員……皆様こんにちは。田中さん本日は卓話  
よろしくお祈いします。  
木村会員……9月3日土曜日のベトナムへの自転車  
奉仕たくさんの方に協力いただきあ  
りがとうございました。私はどうして  
もいけなかったのですが、感謝申し上  
げます。本当にありがとうございました。  
坂本(竜)会員…ジャームズ君ようこそいらっしやい  
ました。先日の米山レクレーションの  
勝沼旅行はお疲れさまでした。  
伊藤(康)会員…①田中秀樹さん本日はどうぞよろし  
くお祈い致します。  
②ジャームズ君ようこそ!!受付してい  
ただきありがとうございます!!  
③残暑きびしいですね。元気出してま  
いりましょう!!  
棚沢会員……①皆さまこんにちは。田中様、森本様  
本日の卓話よろしくお祈いします。  
②毎日暑い日が続いています。夏バテ  
が出やすい時期です。体調管理をしっ  
かりやっいていきましょう。  
本多会員……今日も暑いですね。皆さま御身体大丈  
夫でしょうか?昨日は午後から久しぶ  
りに甲府の武田神社へ吉方どりを兼ね  
てお参りに行ってきました。帰りに石  
和温泉に寄ってお湯につかって日帰り  
ながらゆっくりしてきました。たまに  
はいいですね。  
岩井会員……皆さまお久しぶりです。本日はよろし  
くお祈いします。私は元気です!!  
坂本(将)会員…①皆様こんにちは。田中様本日はよ  
ろしくお祈い致します。  
②ジェームズ君ようこそいらっしやい  
ませ。  
安東会員……田中様本日の卓話よろしくお祈い致し  
ます。  
上原会員……いつもご無沙汰で申し訳ありません!  
①石川さん!先日はありがとうございました。  
②本日はありがとうございます。  
③本日はバースデーお祝いありがた  
うございます!  
渡部会員……先週末は奉仕活動参加のみなさまご苦  
労様でした。  
坂本竜麻君、山口君先週末の工場見学  
会及び懇親会ご苦労様でした。山口君  
大田の町で一番楽しんだみたいなので  
今度連れて行ってね。

1408回	15件	23,000円	累計	135件	270,000円
-------	-----	---------	----	------	----------

# 「地震保険」の基礎知識

東京海上日動株式会社

課長代理 田中秀樹様



## 1. 地震保険における保険の対象、引受方法

### 地震保険における保険の対象

地震保険は「地震被災者の生活の安定に寄与すること」を目的としており、この趣旨から、保険の対象にできる物は、以下の物に限られます。事業専用の建物や什器備品・商品製品などは保険の対象とすることができません。

- ◆居住用の建物（住居専用である必要はなく、併用住宅可）
- ◆家財（自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は除く）

### 地震保険の引受方法

- > 地震保険は、居住用の建物や家財を対象とする火災保険に、原則として自動的にセットして引受けます（地震保険単独での引受けはできません）。
- > ただし、契約者が地震保険のセットをご希望されない場合は、火災保険のみの引受けができます。この場合は「地震保険未加入時のご確認欄」に契約者の署名（法人の場合は記名・捺印）を取り付け、地震保険をセットしない旨の意思表示をさせていただきます。
- > 保険申込書において、契約者署名欄とは別に「地震保険未加入時のご確認欄」を設けているのは、地震保険セット有無の判断をいただく機会をお客様に対して再度提供するためです。

## 2. 地震保険の保険金額

### 地震保険リーフレット抜粋

- 地震保険の保険金額（ご契約金額）  
> 建設、契約ごとに火災保険の保険金額（ご契約金額）の30%～50%に相当する範囲内で、地震保険の保険金額（ご契約金額）を定めていただきます。
- > ただし、建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。マンション等の区分所有建物の場合は、各区分所有者ごとにこの限度額が適用されます。（地震保険に契約以上加入されている場合は各契約の保険金額を合算してこの限度額を適用します。）

### ポイント

- 併用住宅であっても「建物全体」で限度額を判定します。  
(例) 1Fが事務所で2Fに住居がある建物で火災保険の保険金額が1億円の場合  
地震保険の保険金額は3,000万円～5,000万円の範囲で設定可能です（住居が占める割合は関係ありません）。
  - 1級被保険者の所有する建物で2以上の世帯が居住する共同住宅（賃貸マンション・アパート建物等）の限度額は5,000万円ではなく、「世帯数×5,000万円」にすることができます。  
(例) 8世帯が居住する共同住宅建物について、火災保険の保険金額が3億円の場合  
地震保険の保険金額は8,000万円～1.5億円の範囲で設定可能です。（5,000万円を設定することも可能）
- 計算上の限度額 5,000万円×8世帯＝4億円  
建物の保険金額から地震保険金額を計算 3億円×30%＝9,000万円 ～ 3億円×50%＝1.5億円  
※地震保険金額は9,000万円～1.5億円の範囲で設定します。

## 3. 地震保険の保険金

### 地震保険リーフレット抜粋

- 建物の損害割合の判定は「主要構造部」の損害の額で行います。したがって、主要構造部に損害がない場合（什・備、専ガラスのみ損害があった等）は、補償されません。
  - 損害の程度が「一部損」に達しない場合は補償されません。
- | 損害区分 | お支払いする保険金の額                  |
|------|------------------------------|
| 全損   | 地震保険・保険金額×100%<br>(時価が限度)    |
| 半損   | 地震保険・保険金額×50%<br>(時価の50%が限度) |
| 一部損  | 地震保険・保険金額×5%<br>(時価の5%が限度)   |
- 地震保険は、地震被災者の生活の安定に寄与することを目的として、建物の再築や修復を直接の目的としている火災保険とは性格が異なります。このため、損害の程度を「全損」「半損」「一部損」に区分し、地震保険金額の一定割合を支払う方式を採用しています（火災保険のように「実際の損害額＝保険金」にはなりません）。これにより、大規模地震が発生した場合でも、短期間で大量の損害調査を行うことが可能となり、被災者の方に速やかに保険金をお支払いすることが可能です。

### ポイント

- 建物の損害割合の判定は「主要構造部」の損害の額で行います。したがって、主要構造部に損害がない場合（什・備、専ガラスのみ損害があった等）は、補償されません。
- 損害の程度が「一部損」に達しない場合は補償されません。

## 4. 地震保険の割引制度

- ◆地震保険には、危険・耐震性能に応じた各種割引があります（お客より確認資料を提出いただくことが適用の条件となります）。
- ◆長期優良住宅認定制度の改正（2016年4月1日施行）に伴い、2016年4月1日以前に、割引適用用の確認資料が提出され、地震保険契約がお客より（変更の場合は変更届の届出日）に完了した契約のみが適用となります。（地震保険の始期は問いません。）（以下下欄割引）

割引の種類	割引率(%)	適用条件	代表的な確認資料
①非常災害物割引	50%	非常災害物である建築物の保険率に相当する（地震による被害を受けた建築物のうち、非常災害物に該当するもの）	「非常災害物証明書」・「民間部分区分別」・「居住性能証明書」・長期優良住宅に関する「特約の承認書」 ・住宅の防災性能に関する資料（防災性能証明書） ・住宅の防災性能に関する資料（防災性能証明書） ・住宅の防災性能に関する資料（防災性能証明書）
②耐震等級割引	等級1:10% 等級2:30% 等級3:50%	対象建築物の耐震等級が「耐震等級1」以上の建築物に該当するもの（耐震等級1未満の建築物は対象外）	対象建築物の耐震等級証明書（国土交通省認定） ・国土交通省認定耐震等級証明書 ・国土交通省認定耐震等級証明書 ・国土交通省認定耐震等級証明書
③耐震診断割引	10%	対象建築物が国土交通省認定耐震等級1以上の建築物に該当するもの（耐震等級1未満の建築物は対象外）	対象建築物の耐震診断報告書（国土交通省認定） ・国土交通省認定耐震診断報告書 ・国土交通省認定耐震診断報告書 ・国土交通省認定耐震診断報告書
④建築年割引	10%	公的建築年等が施行し、かつ適用条件を満たす建築物（「新築建築物」、「新築建築物」）	公的建築年等が施行し、かつ適用条件を満たす建築物（「新築建築物」、「新築建築物」）

## 5. 地震保険の再保険制度

ひとたび巨大地震が発生すると極めて大きな損害が発生するため、単独で損害保険会社がこれに対応するのは困難。

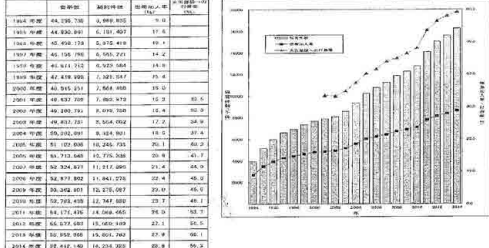
そこで、地震保険用の再保険制度の仕組みをつくり、各損害保険会社が引受けた地震保険契約を、最終的には、国、日本地震再保険(株)、各損害保険会社の三者で責任分担するようになっています。

そのため、全社共通ルールを定める必要があり、「地震保険に関する法律」などに基づき、全損害保険会社が共通の商品を販売しています。

- ◆利率・約款・契約規定は全損害保険会社共通のものを使用。
- ◆割引資料の確認などの運営ルールについても、全損害保険会社共通の運営を行う。

## 6. 地震保険付帯率の現状①（全社ベース・年次別推移）

### 地震保険の契約件数・世帯加入率・付帯率の推移



## 6. 地震保険付帯率の現状②（都道府県別・主な地震発生）

- ◆全道どこにおいても地震が発生する可能性がありますが、数値が異なりますが、数値が大きいほど地震保険付帯率は大きく異なります。

都道府県	2014年度	2014年度	2014年度
	契約件数(千件)	世帯加入率(%)	付帯率(%)
北海道	20.4	92.1	19.8
青森	27.7	80.9	23.1
岩手	24.4	85.3	14.0
宮城	37.3	93.3	48.0
秋田	28.5	67.3	37.8
山形	18.5	59.1	46.5
福島	29.4	88.7	42.3
茨城	34.9	60.3	23.4
栃木	29.7	69.5	30.8
群馬	21.4	52.6	31.2
埼玉	36.7	58.0	19.8
千葉	34.7	56.3	23.9
東京	36.8	58.8	19.8
神奈川	45.0	57.4	17.4
新潟	28.8	51.3	32.5
富山	19.6	50.1	23.7
石川	19.4	52.1	32.7
福井	20.9	56.4	35.9
山梨	38.9	68.1	25.9
長野	17.1	51.7	34.6
岐阜	39.4	72.3	32.9
静岡	40.5	61.9	21.3
愛知	48.2	71.2	23.0
三重	34.2	84.0	29.8

発生年月日	名称	M
1946-12-21	南海地震	M 8.0
1948-6-28	福井地震	M 7.1
1952-3-4	十勝沖地震	M 8.5
1960-6-23	宇都宮津波	M 6.2
1964-6-16	新潟地震	M 7.5
1968-5-16	十勝沖地震	M 7.9
1978-1-14	伊豆大島近海地震	M 7.0
1978-6-12	宮城沖地震	M 7.4
1983-5-26	日本海中部地震	M 7.4
1984-12-28	三浦はるか沖地震	M 7.6
1995-1-17	阪神・淡路大震災	M 7.3
2000-10-6	鳥取県西部地震	M 7.3
2003-9-26	十勝沖地震	M 8.0
2006-3-20	福岡県西方沖地震	M 7.0
2006-6-14	岩手・宮城内陸地震	M 7.2
2011-3-11	東日本大震災	M 9.0

## 7. 地震保険関連帳票

パンフレット・チラシで地震保険の必要性を訴求

◆地震保険は、法律（地震保険に関する法律）に基づいて、国が損害保険会社が共同で運営している制度です。地震の危険性を説明し、地震保険は必要保険であることを、お伝えください。

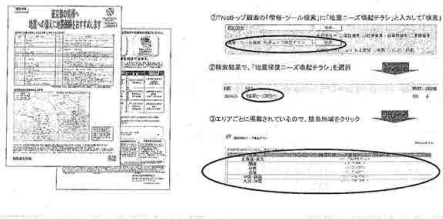


※上記以外にも各種ツールをご用意しています。

## 7. 地震保険関連帳票

帳票で訴求する「地震保険の必要性を訴求」

◆弊社では各自に都道府県別の地震発生履歴や最新情報の状況が把握できるチラシ(地震ニーズ喚起チラシ)を作成しております。お客様がお住まいの都道府県に応じてご利用いただき、地震保険の必要性をご説明ください。



## 8. 地震保険契約規定のポイント①（住まいの保険）

1. 新規・更新時(全件TNetで申込書作成可能)

詳細は地震保険パンフレットをご覧ください。

主契約の保険期間	＜6年以下の場合＞	＜6年以上の場合＞	<b>全件キャッシュレスを実現</b> 次年度以降 地震保険の保険料を 手集金することが 一切ありません。
地震保険の保険期間	主契約の満期まで	主契約の満期まで 1年自動継続 もしくは5年自動継続	
地震保険の保険料 払込方法	主契約と同様(一時払、 年払、月払、団体様)	一時払・口座引替	

2. 中途付帯時(全件TNetで申込書作成可能)

詳細は地震保険パンフレットをご覧ください。

主契約の保険期間	＜6年以下の場合＞	＜6年以上の場合＞	<b>全件申込書TNet作成</b> 簡単な操作で 申込書が作成可能 手書き申込書は 一切使いません。
地震保険の保険期間	主契約の満期まで	主契約の満期まで 1年自動継続 もしくは5年自動継続	
地震保険の保険料 払込方法	主契約と同様(一時払、 年払、月払、団体様)	一時払・口座引替	

## 8. 地震保険契約規定のポイント②（住まいの保険以外）

1. 中途付帯・始期当日

詳細は地震保険規定書をご覧ください。

主契約の保険期間	＜2年以上5年以下の場合＞	＜6年以上の場合＞	<b>保険料試算は 中途付帯試算シートで 簡単に試算ができ 見積書と申込書が 作成できます。</b>
地震保険の保険期間	1年自動継続もしくは 主契約の満期まで	主契約の満期まで 1年自動継続 もしくは5年自動継続	
地震保険の保険料 払込方法	主契約と同様(一時払、 年払、月払、団体様)	一時払・口座引替	

2. 中途付帯・始期当日以降

詳細は地震保険規定書をご覧ください。

主契約の保険期間	＜1年の場合＞	＜2年以上5年以下の場合＞	＜6年以上の場合＞	<b>中途付帯申込は 簡単な複写式申込書で 始期当日以外の中途 付帯で難しい手続きも 申込書に転記するだけ。                   応当日まで4ヶ月を超                  TNetで申込書作成できます。</b>
地震保険の保険期間	主契約の満期まで 次回の主契約始期 当日までの短期契約	次回の主契約始期 当日までの短期契約	次回の主契約始期 当日までの短期契約	
地震保険の保険料 払込方法	主契約の満期まで1年 自動継続もしくは長期 契約	主契約の満期まで1年 自動継続もしくは長期 契約	主契約の満期まで1年 自動継続もしくは長期 契約	

## 9. 地震保険の周辺知識①

地震保険料控除で実質負担保険料が軽減されます

◆平成19年1月より地震保険料控除制度が導入され、地震保険料控除制度が創設されています。本控除により、実質的な負担額が軽減されることをご説明し、地震保険の加入をおすすめください。

	払込保険料	控除額
所得税	50,000円以下	払込保険料全額
	50,000円超	50,000円
個人住民税	50,000円以下	払込保険料×50%
	50,000円超	25,000円

【控除の例】  
 地震保険料50,000円、所得税率20%、個人住民税率10%  
 の場合、  
 所得税で10,000円(50,000円×20%)、  
 個人住民税で5,000円(25,000円×10%)の  
 合計15,000円の控除(控除額が超過します。)



## 9. 地震保険の周辺知識②

共通の地震補償内容は？

◆地震を補償している共済も存在しております。共通内容と地震保険の違いをご確認いただけますようお願いいたします。

共済	地震補償の範囲内容	備考
JJA 『建物共済 共済』	地震の被害割合が5%以上の場合、損害額×火災共済金額×50%を上限 共済限度 (損害額の50%程度)	残高は独立のみ
東方 『新火災共済・新自然災害共済』 ※経費タイプ	全額・全額(損害割合10%以上) : 火災共済金額×50% (1,200万円限度) 宅宅 大規模半額・大規模半額(損害割合5%~10%未満) : 火災共済金額×15% (100万円限度) 半額・半額(損害割合10%~50%未満) : 火災共済金額×10% (60万円限度) 宅宅 一部・一部(損害割合50%以上) : 火災共済金額×5% (25万円限度) 宅宅	最高20%まで補償
CO-OP 『火災共済+自然災害共済』 ※経費タイプ	全額・全額(損害割合10%以上) : 火災共済金額×20% (1,200万円限度) 宅宅 大規模半額・大規模半額(損害割合5%~10%未満) : 火災共済金額×15% (100万円限度) 半額・半額(損害割合10%~50%未満) : 火災共済金額×10% (60万円限度) 宅宅 一部・一部(損害割合50%以上) : 火災共済金額×5% (25万円限度) 宅宅	最高20%まで補償
全国生活再建支援共済 『新火災共済』	半額・半額以上・火災共済金額×5% (300万円限度)	最高5%まで補償
全日本火災共済協同組合 (都道府県火災共済連合会) 『新火災共済』	半額・半額以上・火災共済金額×5%、300万円限度	火災のみ 最高5%まで補償

## 9. 地震保険の周辺知識③

被災者生活再建支援制度

◆災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援法に基づき支援金を支給するもの。

対象は以下の世帯

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅を住むを希望しない世帯
- ③災害による急激な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な修繕を行わなければならない世帯が困難な世帯(大規模半壊世帯)

<全壊、半壊(大規模半壊)の定義>

	全壊	半壊	その他
①構造基準判定 住宅の構造、被災した部分の被害割合	70%以上	50%以上70%未満	20%以上50%未満
②被害率判定 住宅の主要構造要素の被害割合	50%以上	40%以上50%未満	20%以上40%未満

◆支給額は下記2つの支援金の合計額

住宅の被害程度に応じて支給する支援金(構造支援金)				住宅の被害程度に応じて支給する支援金(出資支援金)			
住宅の被害程度	全壊	半壊	大規模半壊	住宅の被害程度	全壊	半壊	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	60万円	支給額	200万円	100万円	50万円

(※)・全壊し、住宅を再建した場合は支給額 = 300万円 (100万円+200万円)  
 ・大規模半壊し、住宅を再建した場合は支給額 = 150万円 (100万円+50万円)

卓話予定

9月11日(月)

「SEA POWER の意義 と 海洋の自由」

神奈川地方協力本部長

1等海佐 松田辰雄 様

今週の担当者

棚沢会員

本日は、盛りだくさんの内容の例会でした。

会報委員 棚沢 聡 阿野 順一 牧島 聡  
 伊藤 弘志 松本 寛 田中 高彦  
 木村 教義 森本 邦康 本多 みちよ  
 事務局 伊藤 清恵

川崎中央ロータリークラブWeekly  
 Vol. 32 No. 7  
 編集・作成 川崎中央RC事務局  
 発行日 平成28年9月8日